

報第 1 号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和 6 年 7 月 4 日	和歌山市板屋町 5 番 地先	134,300 円	和歌山市北島 4 2 7 番地 2 8 ミドリ安全和歌山 株式会社 代表取締役 上田 正巳	公用車の物損事故 による損害賠償金

報第2号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和6年 12月17日	和歌山市福島306 番地1フォルクK内 駐車場	178,640円		公用車の物損事故 による損害賠償金

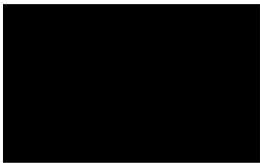
報第3号

市長専決処分事項の報告について

市営住宅に係る使用料等の支払請求及び住宅明渡しの請求に関する訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専決年月日	相手方住所氏名	請求の要旨	請求の原因
令和7年 1月24日		 の明渡しの請求 未納住宅使用料及び専用水 道料等合計3,977,8 43円並びに住宅使用料相 当損害金の支払請求	相手方は、住宅明渡請求基 準を満たしており、かつ、 支払う意思がないと判断し たため。

なお、上記の者から未納額を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは、和解するものとする。